

国海舶第 58 号  
平成 17 年 12 月 26 日

(社)日本船舶品質管理協会会長 殿

国土交通省海事局長

工業標準化法第 19 条第 1 項及び第 2 項並びに第 23 条第 1 項  
及び第 2 項に基づく認証機関の登録について

標記について、別紙のとおり平成 17 年 12 月 26 日付で認証機関が登録されたので、通知します。

認証機関の登録

国土交通大臣より、下記のとおり、工業標準化法第 19 条第 1 項及び第 2 項並びに第 23 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づく認証機関が登録された。(国土交通省)

記

1. 登録年月日及び登録番号

平成 17 年 12 月 26 日 MLIT 01

2. 登録を受けた者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

財団法人 日本舶用品検定協会  
東京都千代田区紀尾井町 3 番 32 号  
会長 山本 孝

3. 登録を受けた者が認証を行う鉱工業品の区分

船舶

4. 登録を受けた者が認証を行う区域

日本、中華人民共和国、台湾、インド、インドネシア共和国、大韓民国、マレーシア、フィリピン共和国、シンガポール共和国、ベトナム社会主義共和国、タイ王国

5. 登録を受けた者が認証を行う事務所の名称及び所在地

財団法人 日本舶用品検定協会  
東京都千代田区紀尾井町 3 番 32 号